＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW

TKC近畿兵庫会神戸中央支部
広報委員 宮﨑敦史

資産に関わる税金の変更点について①

6月号から数回にわたり、本年度の税制改正のうち資産に関する税金について説明します。このたびの税制改正では贈与税の制度が大きく見直されました。資産の再分配機能の確保を図りつつ、若年世代へ早期の移転を促進する観点から資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を狙いとしています。

相続時精算課税制度の見直し（使い勝手向上）

制度の概要

相続時精算課税制度は、累積贈与額2,500万円までは贈与税が非課税（2,500万円を超えた部分には一律20%課税）とされ、相続時には累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税額分は控除または還付）する制度です。

改正の概要

❶基礎控除の創設

相続時精算課税制度を選択した場合でも、特定贈与者（相続時精算課税選択届出書に係る贈与者）からの贈与は、暦年課税とは別に毎年110万円（基礎控除）までは課税されません。※複数の特定贈与者からの贈与については、その贈与合計額に対して110万円が基礎控除となります（贈与額で案分）

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される贈与財産の価額は、基礎控除の残額とされます。

【相続時精算課税制度における基礎控除のパターン】

祖父（山田一郎）（特定贈与者）	→孫（山田三郎）	①贈与（相続時精算課税）
父（山田次郎）（特定贈与者）	→子（山田三郎）	②贈与（相続時精算課税）
母（山田花子）	→子（山田三郎）	③贈与（暦年課税）

①＋②基礎控除　110万円（贈与額に応じて案分）
③基礎控除　110万円（従前通り）

❷災害で被害を受けた土地・建物の取り扱い

相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産が土地または建物である場合、贈与日から相続税の申告書の提出期限までの間に災害で一定の被害を受けたときは、相続時にその土地または建物の評価額を、被害部分を控除した残額とすることができます。

適用について

❶は2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に適用されます。❷は2024年1月1日以後に災害により被害を受けた場合に適用されます。

参考文献「財産承継ニュース 税制改正特集号2023年版」

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！　ひょうご企業業績